

再生利用個別指定制度申請書添付書類一覧表

<申請に当たって>

- 1 申請場所は岡崎市役所 **福祉会館5階**です。
- 2 申請に先立ち、当課と事前協議を必ず実施してください。
 なお、事前協議の具体的な実施方法については**事前相談票**とともに概要説明資料をご提出ください。
 提出された資料について内容を確認次第、当方よりご連絡させていただきます。
- 3 申請の受付につきましては、**完全予約制**ですので、事前協議終了後に予約の上お願いします。
- 4 郵送での受付（申請）は行っておりませんので、**直接**お越しください。
- 5 申請に必要な部数は**2部(正本・副本各1部)**です。副本はコピーで結構です。

No.	添 付 書 類	営業の種別		
		再生輸送	再生活用	
1	事業計画の概要を記載した書類 様式第6号の1、取引関係フロー、運搬費又は処分費に係る調書、施工計画書	●	●	
2	事業の用に供する施設に関する書類	① 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書		●
		② 当該施設の付近の見取図	●	●
		③ 1車検証のコピー（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項） ※ 使用者の欄に再生輸送を行う事業者の名称の記載がされていること。（但し、法人の登記事項証明書に記載された支店等も含まれることとする。） ※ 当該車両が廃棄物処理業の運搬車両として登録されていないこと。 2車両の写真 様式第6号の2、様式第6号の3	●	
		④ 再生輸送及び再生活用に伴い容器を使用する場合は、当該容器の写真又は構造図 様式第6号の4	●	●
		⑤ 法第15条の許可に係る施設にあっては、許可証のコピー		●
		⑥ 再生活用に供する施設の能力を説明する資料		●
		⑦ 再生活用に伴う処理施設にあっては、売買契約書や領収書等施設の所有権を有することを証する書類のコピー		●
		⑧ 再生活用に伴う保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書及び付近の見取図 様式第6号の5		●
3	事業の用に供する土地に関する書類	① 当該土地の登記事項証明書（再生活用業者が所有権を有するものに限る）	●	●
		② 公図のコピー（施設、保管場所の位置を記載してください）		●
		③ 隣接する土地の所有者の承諾書及び当該隣接土地の登記事項証明書（公道等を挟んでいる土地は不用）		●
		④ 他法令チェック票 様式第6号の6		●
		⑤ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等のコピー		●

No.	添付書類		営業の種別	
			再生輸送	再生活用
4	事務所付近の見取図		●	●
5	排出事業者との委託関係を記載した書類 (委託契約書等)		●	●
6	排出事業場において当該産業廃棄物が生ずる過程を記載した書類		●	●
7	再生活用に伴う処理過程を記載した書類		●	●
8	再生利用現場において使用する再生品の一般市場において通常使用される市場品の規格等の説明書類及び当該説明書類に基づく再生品の規格説明書類(例 J I S 規格)		●	●
9	再生活用を行う場合には、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類		●	●
10	生活環境保全上の対策を記載した書類(再生輸送業者にあつては、 様式第6号の9) 排出事業者及び再生輸送業者並びに再生活用事業者、再生利用業者など関係者全てにおいて十分な対策について協議し、合意していることを証明すること。 ※なお、あらかじめ事前協議において当市と打合せを必ず行うこと。		●	●
11	再生輸送業者は産業廃棄物の収集運搬に関する講習の修了証のコピー(受講者については産業廃棄物処理業の定めに準ずる)※原本を申請時に持参すること。		●	
	再生活用業者は産業廃棄物の処分に関する講習の修了証のコピー(受講者については産業廃棄物処理業の定めに準ずる)※原本を申請時に持参すること。			●
12	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		●	●
13	法	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は個別注記表 ※直前期の自己資本比率が30%以上であること。	●	●
		直前3年の法人税の納税証明書(その1)	●	●
		直前3年の各事業年度の確定申告書のコピー(別表1(1)、別表4)	●	●
	人	直前3年の各事業年度の確定申告書の添付書類のコピー (販売費及び一般管理費、処分案(又は欠損金処理案)、決算書明細のうち、未払金又は未払費用の残高内訳及び役員報酬明細、役員報酬手当等及び人件費の内訳、買掛金(未払金)の内訳書)	●	●
		資産に関する調書及びその内容を証明する書類 (金融機関が発行する残高証明書(原本)、市町村が発行する固定資産税評価額証明書等(原本)及び当該不動産に係る登記事項証明書、直前期の所得税青色申告決算書(貸借対照表)等) ※資産に対する負債の比率が10%以下であり、かつ客観的に証明できること。	●	●
	人	直前3年の所得税の納税証明書(その1)	●	●
		直前3年の各事業年度の確定申告書のコピー(1面)	●	●
		直前3年の各事業年度の確定申告書の添付書類のコピー	●	●

No.	添付書類		営業の種別	
			再生輸送	再生活用
14	今後5年の事業に係る収支計画書（様式第6号の7）及び売上高の内訳書		●	●
15	法人	定款又は寄附行為（原本証明をしてください）	●	●
		法人に関する登記事項証明書（商業登記簿） ※排出者及び再生利用業者を含む	●	●
16	法人	次に掲げる者の、『住民票（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）』 ア 法第14条第5項第2号ニに規定する役員 イ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者※ ウ 令第6条の10に規定する使用人 ※ 株主又は出資者が法人の場合は法人に関する登記事項証明書（旧：商業登記簿）	●	●
	個人	次に掲げる者の、 住民票 ① 申請者 ② 令第6条の10に規定する使用人	●	●
17	誓約書 様式第6号の8		●	●
18	申立書		●	●

（注1）●…必ず添付が必要なもの

（注2）申請に必要な部数は2部ですので、申請書及び添付資料の様式はコピーしてお使いください。

（注3）申請に当たっては、事前に岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の規定に基づき、市長との協議が必要になる場合があります。

（注4）住民票及び登記事項証明書など、公的機関から発行される証明書は**原本**、かつ、**発行日から3カ月以内のもの**を提出してください。

（注5）平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の添付」が「国籍等の記載のある住民票の添付」に変更されていますので、御注意願います。